

# 日本における植民地主義の現在

——外国人参政権問題を中心に——

吉澤文寿

(新潟国際情報大学)

## 1. はじめに

韓国併合 100 年——本年はこのようなフレーズを至るところで目にし、耳にする。韓国併合とは、1910 年に韓国皇帝による日本天皇への統治権の譲与を偽装して実現させた、大日本帝国による大韓帝国の植民地化をいう。日本は 1905 年の第 2 次日韓協約により、韓国を「保護国」として間接統治をしつつ、その国権を様々な形で篡奪してきた。その意味で、韓国併合は「保護国」統治に最も背馳するかたちで進められてきた、日本の韓国統治の到達点であった。

大日本帝国は近代国家を形成する過程で、日本本土を中心として、沖縄や北海道という内国植民地（日本本土と内国植民地を合わせて「内地」と呼ぶ）、台湾や朝鮮などの「外地」としての植民地という同じ円状の支配秩序を構成した。それにともなって、日本の民族秩序もまた、天皇を頂く日本人を中心とし、沖縄、アイヌ、台湾、朝鮮らの諸民族を周辺に置くことになった。

日本の植民地支配は 1945 年にポツダム宣言を受諾することで事実上終了した。しかし、日本には約 60 万人の旧植民地出身者が「外国人」として在留することになった。それらの多くが朝鮮人であった。1952 年のサンフランシスコ講和条約発効により、日本が独立するとともに、旧植民地出身者は「正式」に外国人として管理の対象となった。このようにして発足した戦後日本の入管体制は現在も継続している。

たしかに、日本は 1945 年をもって、すべての植民地を放棄した。しかし、そのことによって日本の植民地支配、ないし植民地支配を貫く理念まで清算されたのだろうか。植民地を失った現在も、

日本国内においては依然として日本人を中核とし、沖縄人、アイヌ、旧植民地出身者、さらにいわゆる「ニューカマー」として入管体制に組み込まれた人々を外縁に置くという同心円状の支配秩序が健在である。いわば、現在の日本において、「植民地なき植民地支配」が続いているのである。

以上のような問題意識に立って、本稿は、とりわけ民主党政権下で政治問題として急浮上した外国人参政権問題を事例として、日本における植民地主義の現在の状況を考察することにした。まず、2009 年末から 2010 年 7 月までに発表された外国人参政権をめぐる様々な主張を推進論、反対論に整理、検証し、最後にこの問題を通して見えてきた課題を明らかにしつつ、今後の展望を示したい。

## 2. 外国人参政権実現を推進する主張

一言で「外国人参政権」と呼ぶが、参政権には選挙権、被選挙権、国政選挙、地方選挙などの様々な内容が含まれる。日本における議論では、もっぱら地方選挙権に限定されており、国政選挙や、地方選挙における被選挙権が含まれていない。その背景には、この問題をもっとも熱心に主張してきた在日本大韓国民団（以下、民団）の主張がある。一方、在日本朝鮮人総聯合会は、内政干渉に当たるという理由で、日本における参政権要求を一切行っていない。推進勢力の主張は、40 万人強の在日朝鮮人を含む約 90 万人の永住権を持つ外国人（以下、永住外国人）のみが選挙権を行使できるという点で一致している。したがって、特別に断らない限り、本稿における「外国人参政権」とは「永住外国人の地方選挙権」の問題とし

て、この議論の経緯に沿って、外国人参政権実現を推進する議論を整理したい。

まず、外国人参政権要求を初めて掲げたのは、周知の通り民団である。民団は1987年より地方自治体選挙への参加を要求する活動を開始し、現在に至っている。その主張の骨子は民団が近年作成したパンフレットやチラシにおいて、ほぼ一貫している。それは、第一に永住外国人が「住民」であること、第二に「住民」の基本的権利として地方選挙権を求めていることである。第一の主張については、永住外国人が日本社会の地域住民として納税の義務を果たし、地域社会の発展に貢献してきたことを強調する。第二の主張については、永住外国人が自治会・町内会、PTAの役員などを務め、住民として日常生活のあらゆる面で地域社会の諸問題を共有してきたにもかかわらず、地方自治体に制度的に参与する権利が認められていないと問題提起する。

この民団の運動に呼応して、永住外国人地方参政権付与法案は1988年10月から2005年10月まで、国会に繰り返し提出されてきた。これらの法案は、民主党、共産党、そして公明党などから提出された。とくに、1999年から与党となった公明党が熱心であったが、国会で審議された法案は衆議院解散のために、全て廃案となった<sup>(1)</sup>。これらの法案において、永住外国人に対する地方選挙権付与についてはほぼ共通している。1998年12月に提出された共産党案には例外的に被選挙権の付与も盛り込まれている。また、2000年1月の公明・自由党案には永住外国人の定義として「外国人登録原票の国籍の記載が国名によりされているものに限る」、すなわち朝鮮籍保持者を対象から除く規定が付されている（附則第3条）。また、2005年6月に韓国で永住外国人に対する地方選挙権を認める法案が成立した後に、同年10月の公明党が提出した法案には日本国民に地方選挙権を認める国の国籍を有する永住外国人に限るとする、いわゆる相互主義が盛り込まれた。2006年5月には韓国で統一地方選挙が行なわれ、日本国籍保持者100名に選挙権が与えられた。だが、日本における外国人参政権をめぐる議論は活発にならなかった。

一方、当時野党であった民主党は2008年1月に「在日韓国人をはじめとする永住外国人住民の法的地位向上を推進する議員連盟」を発足させ、6回にわたる勉強会などを経て、5月20日に提言をとりまとめた（永住外国人法的地位向上推進議員連盟 2008）。この提言では、諸外国で一定の範囲で外国人参政権が認められている現状をふまえ、永住外国人が日本人とともに地域社会づくりに関与することが地域社会全体にとって望ましいと主張する。その上で、一般永住者と特別永住者を地方選挙権付与の対象とすることを提言した。ただし、この提言は「我が国と外交関係すらない国の国籍の永住者」（すなわち朝鮮籍保持者）を対象にすることに根強い慎重論があるとして、これを除外するとともに、相互主義についても「外国の対応を前提とするものではなく、我が国自身がどう考えるかの問題」として採用していない。また、被選挙権については「その付与を頭から否定するものではない」としながらも、「知事など公権力の直接的行使を伴う公務員に外国人が就任することについては、たとえ永住者であってもいまだ慎重論が根強い」とし、やはり採用していない。

そして、2009年8月の総選挙の結果、民主党政権が成立すると、再び外国人参政権が政治議論の遡上に載せられるようになった。鳩山由紀夫首相は国会での答弁において、「外国人地方参政権の問題も前向きに考えていきたい」と述べつつ、「強引に押し通すことを思っているわけではない」と、今後の議論を見守る考えを示した<sup>(2)</sup>。だが、同年12月に小沢一郎幹事長がソウルの国民大学校での講演で、翌年の通常国会で法案を提出し、「現実になるのではないかと」早期成立に意欲を示すと<sup>(3)</sup>、日本の政界および論壇で賛否両論が噴出した。

小沢は自身のウェブサイトで「永住外国人の地方参政権」について、次のように述べる。第一に、「永住外国人の大半を占める在日韓国・北朝鮮の人々」が韓国併合によって「強制的に日本国民に」され、「日本が戦争によって敗れるまでは、大日本帝国の同じ臣民」であった点を重視する。小沢は大日本帝国期の日本と朝鮮が「英連邦における本国と植民地の関係よりもずっと強く深い関係」

であるとしている。これについては、「日本の場合と状況が似ている英国では、かつて植民地支配した英連邦出身の永住権取得者に対して投票する選挙権だけでなく、立候補できる被選挙権まで与えています（地方選挙）」と述べ、持論をさらに補強している。

第二に、帰化による国籍及び選挙権取得については、「国籍を取得する為の法的要件が結構厳しい」し、制度の運用が「現実的に非常に帰化に消極的なやり方」をしているとして反対する。さらに、「永住外国人のほとんど多くの方は日本で生まれ育って、まったくの日本人そのものであり、その人達が日本人として生涯にわたって生きていきたいと願っていることは、紛れもない事実だと私は思います。ただ、過去の併合の歴史や、それに伴う差別や偏見に対して心にわだかまりがあるのも事実」であると述べる。

第三に、小沢の議論には「東アジア共同体」構想がある。「我々日本人は、両国両国民の数千年の深い繋がりと友好関係を考えなければなりません。また、近い将来日韓両国は、EUや北米大陸の例にあるように、自由貿易を柱とする共同体構想が現実のものになると思います。今こそ、日韓両国民がお互いにわだかまりを捨て、将来に向けて信頼関係を構築していくことが、両国と両国民の繁栄のために必要不可欠」であるとする。

そして、第四に、「国交のない国（北朝鮮等）の出身の方は参政権付与の対象にしない」として、朝鮮籍の在日朝鮮人らの参政権を認めない考えを示している。

このような小沢の推進論は住民自治の問題というよりも、英連邦よりも強固だったとする戦前の日朝関係、「まったくの日本人そのもの」とする在日朝鮮人観、そして現状において国交のない朝鮮民主主義人民共和国を除外した「東アジア共同体」構想にその根拠がある。他の推進論に比べると独特であるといえる。

では、日本の主要な政党は外国人参政権について、どのように考えているか。『金曜日』第804号（2010）掲載のアンケート記事を参考に整理しておきたい。賛成しているのは民主党、社民党、公明党、共産党である（ただし、これらの政党の

うち、民主党は反対論者の構成比が比較的多い）。これらの政党が賛成する主な理由は次の通りである。第一に、地方自治の原則に照らしたものである。社民党は「地域問題は住民の意思に基づいて解決すべき」とし、「外国人も住民」であるという立場を表明している。公明党は「税金を納め、地方住民として様々な役割を担っている永住外国人にも、地方参政権を付与し、地域社会のために貢献してもらう」と述べている。第二に、OECD加盟国などの海外の趨勢にかんがみて、永住外国人に地方参政権を認めるべきだとするものである。第三に、在日朝鮮人形成の歴史的経緯に関連したものである。共産党は「これら特別永住者の存在は、戦前・戦中の植民地支配に起因し、さらに、戦後の一方的な“外国人政策”と切り離して考えることはできません」と述べる。

朝日新聞は外国人参政権問題について、社説などでたびたび意見を表明してきた。2009年11月23日の社説「まちづくりを共に担う」では、「地域社会に根付き、良き隣人として暮らす外国人に、よりよきまちづくりのための責任を分かち合ってもらおう。そのために地方選挙への参加を認めるのは妥当な考え方だろう。日本の活力を維持するためにも、海外の人材が必要な時代である。外国人地方選挙権を実現することで、外国人が住みやすい環境づくりにつなげたい。分権時代の地方自治を活性化させることもできる」と述べた。また、朝鮮籍を除外することを目指す民主党案について、この社説は「朝鮮籍の人が必ずしも北朝鮮を支持しているわけではない。良き隣人として共に地域社会に参画する制度を作るときに、別の政治的理由で一部の人を除外していいか」と批判した。さらに、翌年1月10日の社説「韓国併合100年 アジアのための日韓築け」では、「日本には歴史的経緯から在日韓国・朝鮮人が多く住んでいる。永住外国人に地方選挙権を与える改革にも取り組みたい」と述べ、この問題に対する期待を込めた。さらに、参議院選挙が近づいた7月5日付の社説でも改めて外国人参政権問題について自説を展開した。このほか、日本経済新聞は同年1月16日付の社説「外国人参政権は幅広い議論で合意点を」において、推進論、反対論の主張をそれぞれ掲げ

つつ、「参政権は憲法や民主主義の根幹にかかわる。時の勢いをかり、反対意見を封じ込め、結論を急ぐような対応をとるべきでない」として、議論そのものよりも国会運営について注文を付けた。

『世界』などの論壇における外国人参政権支持の主張として、田中宏、徐龍達、崔勝久らを挙げておきたい。田中（2010）は生活のすみずみに公共料金や物価が入り込んでいる現状をふまえて、「それらを決めるのが『政治』であり、そこへの発言権が参政権であり、それはほかでもない民主主義の基本にかかわることである」と述べた。そのうえで、「日本の少子高齢化の進展は着実に進み、人口減少時代を迎えている。外国人の存在なしには社会が成り立たなくなりつつある。今までの自国民中心主義の社会、外国人を阻害する社会から、外国人、民族的マイノリティとの共存、共生を育む社会に舵をきらねばならない」と訴えた。徐龍達（2010）は日本人の先祖が大なり小なり朝鮮人の血縁関係にあったこと、日本の植民地支配による在日朝鮮人の形成、日本政府による国際人権規約批准などを挙げて、日本国憲法の「国民」概念の拡張＝新しい解釈に基づく外国人参政権付与の必要性を主張した。また、崔勝久は国交がないなどの理由で朝鮮籍保持者の選挙権を否定することについて、「特定の思想・信条を持つ者の選挙権を否定することであり、憲法違反」であると批判した。その上で、「日本に住み、今後も住み続ける外国人永住者は、地方参政権を付与されるのではなく、主体的に取得するのであり、その当事者の権利を日本社会は当然のこととして認めるべき」であると主張する（靖国・天皇制問題情報センター 2010: 21）。

以上の議論を簡単に整理しておきたい。永住外国人の地方選挙権を認めるべきとする根拠は次の通りである。第一に、永住外国人が「住民」であるにもかかわらず、住民としての権利が認められないのは不合理である。第二に、とりわけ特別永住者については日本の植民地支配の結果、日本に居住することになったという歴史的経緯をふまえるべきである。第三に、他の「先進国」でも外国人参政権が認められているし、日本も世界人権規約に批准しているので、今後の国際社会を展望す

るならば当然永住外国人の地方選挙権を認めるべきである。

外国人参政権の具体的な内容としては、地方選挙権を認める点でほとんどの論者が一致している。ただし、国政参政権まで認める議論はほとんどない。また、現在の推進政党は、被選挙権や朝鮮籍保持者の選挙権を認めることに慎重である。この点については批判が少なくない。前者については、崔勝久をはじめとして、「公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる公務員になるためには日本国籍を必要とする」という内閣法制局の「当然の法理」なる見解に対する批判がある。また、後者については外国人参政権の内容に差別を含むという重大な問題点があるといえる。すなわち、朝鮮籍保持者は当然ながら、他の永住外国人と同様に日本の住民である。さらにいえば、外国人登録証における国籍欄の「朝鮮」表示は同政府の在外公民であることを意味するものではなく、朝鮮という旧植民地出身者およびその子孫であることを示しているに過ぎない。それにもかかわらず、朝鮮民主主義人民共和国と国交がないという理由でその政治的権利を認めないというのは、全くの見当違いであるばかりでなく、明らかな差別であるといえよう。

### 3. 外国人参政権実現に反対する主張

先に述べた小沢幹事長の発言から年が明けた2010年1月18日より通常国会が召集された。民主党は、可能であればこの国会で政府提案として外国人参政権を定める法律を示したい考えだったようだ。しかし、国会が始まると、むしろこの法案に反対する声が政府内外で高まった。その結果、この法案はこの国会で提出される見通しが立たなくなった。

外国人参政権実現に反対する主張は、連立与党の国民新党、自民党などの野党、地方自治体から発せられた。また、論壇においても外国人参政権に反対する議論が精力的に発表された。そこで、それらの反対論を整理した上で、その論点を検証してみたい。

先に紹介した『金曜日』第804号（2010）掲載

のアンケートを再び引用したい。国民新党が反対する理由は次の通りである。第一に、外国人参政権は「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」とする憲法15条第1項に違反する。すなわち、参政権は日本国民の主権の最重要といえるものであり、外国人にそれを認めることはこの日本国民の主権をおとしめるものである。第二に、日本国民と利害が異なる外国人に参政権を与えると、日本政治に大きな亀裂、民族対立を生じさせる可能性がある。第三に、離島地域など防衛上重要地域における選挙で「主権者である日本国民の意に反する方針」が決まる可能性があり、「日本国民の主権の蹂躪になる」とする。ただし、永住外国人の帰化による参政権取得は全く問題ないと答えている。このような国民新党の反対論は自民党やみんなの党などの主張とほぼ同一である。

また、民主党政権成立以後、地方自治体で外国人参政権法案提出に反対する決議または意見書採択が相次いだ。例えば、2009年12月18日に新潟県議会は「永住外国人に地方参政権を付与することに関する意見書」を自民党県議らの賛成多数で可決した。この内容は外国人参政権が「憲法上疑義がある」と指摘するとともに、外国人参政権の議論にさいして地方の意見を十分に尊重することを要望するものである。他の議会で採択された決議ないし意見書はほぼこのような内容であるといえよう。

通常国会の開始に合わせて、全国都道府県議会議長会（以下、「議長会」）<sup>(4)</sup>は1月21日に「永住外国人への地方参政権の付与は、民主主義の根幹に係る問題であるとともに、取り分け地方自治のあり方に重大な影響を及ぼす問題」として、この議論に際して「国民の幅広い議論を喚起しつつ、地方の意見を十分に聞くよう強く求める」とする特別決議を採択した。当日、記者会見した金子万寿夫鹿児島県議会議長は「基本的に地方参政権を、地方団体の意見も全く聞く機会を持たずに法案提出をするということ自体は、もう以前の問題だ」と述べ、国政ペースで外国人参政権法案を議論することを強く批判した。2月9日には議長会が「永住外国人の地方参政権についての各政党との意見

交換会」を実施した。そのときの様子を伝えた『朝日新聞』の記事によると、民主党代表にはヤジが飛び、自民党や国民新党代表は拍手を浴びた。議長会全体の雰囲気は、「地方参政権は国民の基本的な人権や安全保障と密接にかかわる」、「国益の議論をしないで法案を通過させようとするのは暴挙だ」として、法案に反対する意見が強かった（『朝日新聞』2010年2月10日）。このように、地方自治体からの反対論は地方参政権を国益の問題としながらも、地方の意見を十分聞くべきだという手続き的慎重論が基調であるといえよう。

次に、論壇における外国人参政権反対論を一瞥したい。新聞の社説において反対論で一貫しているのは産経新聞である。2009年11月10日の社説「『違憲』の疑い議論を尽くせ」においても、外国人参政権が日本国憲法15条に違反するとした上で、「外国人が参政権を得るためには、やはり日本国籍を取得すべきだ。国政選挙であろうと地方選挙であろうと、参政権は国民にのみ与えられた権利」として、これを認めないと主張した。翌年1月11日の社説「自民は反対姿勢を明確に」はこの問題で自民党が明確に反対すべきことを主張した。同月13日の社説「外交配慮より主権の問題」は地方行政が「米軍基地の移転や原子力発電所の建設など国政に影響を及ぼす問題」や警察、教育行政の問題に関わるとし、「外国人はたとえ永住者であっても、忠誠の対象は日本ではなく、国籍のもとになる母国である。政治的な運命共同体である国家の一員としての責任を担えないことは、自明」と述べ、改めて外国人参政権に反対した。

また、読売新聞は同年2月1日の社説「党略で国の基本を歪めるな」で、中国国籍の永住者が過去5年で4万人以上増えて14万人台になっている現状を重視する。そのうえで、与那国町議会の最低得票が139票だった点を想起させ、「特定の政治勢力が町議会を通じて陸自配備への反対運動を盛り上げようと、永住中国人を大量に集団移住させれば、反対派の町議を簡単に当選させることができる」と述べ、「国の基本に関わる問題を党利党略で扱うことは許されない」と外国人参政権法案を提出する動きを牽制した。

次に月刊誌などに発表された反対論を見ておこう。杉並区長の山田宏（2010）は扶桑社版歴史教科書の採択に対する民団の抗議活動に言及し、「もし外国人勢力が自分たちの歴史観や主義主張に合わないような教育をする先生や学校運営に対して抗議活動を始め、それを「有権者として市長や区長に報告する」と言い募れば、校長や先生は深刻な圧力を感じざるをえない」と述べる。そのうえで、山田は一般永住者ばかりでなく、特別永住者の地方参政権も「妥当性を欠く」とする。さらに、山田は帰化についても、「少なくとも日本の歴史について一定の理解をもち、天皇や皇室に対する正しい認識を持つ」などの「日本国民として必要な要件」を満たしているかどうかを試す「国籍取得試験を行なう必要がある」と述べる。ただし、外国人の政治参加については、ドイツにおける「外国人評議会」を例に挙げて、外国人の意見を施政に反映させ、コミュニティの融和を図る方案を示した。

三品純（2010）は民主党や公明党、そしてそれらを支援する民団の動きについて、「「選挙協力」などの思惑を感じざるをえない」として、その戦略性を際立たせて批判する。高市早苗（2010）は地方選挙で国防上の課題が争点となった場合、「外国政府による国防政策への関与が可能」となり、教育委員の解職請求権まで認めると、「日本の子供達が受ける教育の内容について、外国人の組織的介入を許す可能性が高い」などと批判する。その一方で、高市は生活保護や母子家庭への生活扶助を外国人にも適用していることを例として、「日本は、国際的にも遜色なく在日外国人の権利を守るための制度を整えている国」であると主張する。長尾一紘（2010）は1988年に外国人地方選挙権が憲法上許容されうるとした自らの見解について、「国際的、国内的な状況が一変した現在において、外国人の選挙権は明らかに憲法に違反する」として自説を修正した。長尾は外国人参政権が「日本の属国化」を意味する「日米安保条約の解消、そして東アジア共同体への第一歩」につながるとして、これに反対する。

また、帰化によって日本国籍を取得した在日朝鮮人として積極的に発言しているのは鄭大均であ

る。例えば、鄭大均（2010a）は「外国人参政権は在日コリアン自身にとってふさわしいものではない」と述べる。その理由は、「在日コリアンの多くは日本生まれの二世や三世であり、韓国籍や朝鮮籍をもちながらも、母国への帰属意識に欠けるとともに、外国人意識にも欠けている」、すなわち「その国籍は形骸化したもの」だからである。そのうえで、「多文化共生社会を実現する最も確かな方法は、日本人という枠組みそのものを抜けてしまうことで、そのためにはむしろコリア系日本人の誕生が望ましい」として、在日朝鮮人の帰化を推奨する。また、鄭大均（2010b; 2010c）は、民団の地方参政権主張を批判している。ちなみに、鄭大均は在日朝鮮人の帰化促進という立場から、特別永住者については「届け出だけで日本国籍が取得できるようなそういう果敢な国民統合のための手だて」を講じるべきだと主張し、山田宏が唱える厳格な国籍取得試験の提案と相反する提案をしている（鄭大均 2010b: 132）。鄭大均と同様に帰化によって日本国籍を取得した前田日明は、外国人参政権が「国籍制度の固定化を狙っている」として、これに反対するとともに、永住外国人の子孫に未成年時の二重国籍および成年時の国籍選択権を認めるべきだと主張する（『金曜日』2010年2月26日）。

上述した反対論の論点は政略で議論を進めてはならないとか、さまざまな議論があるので拙速を慎むべきであるなどの「慎重論」を除外して整理すると、次の一文に尽きる。すなわち、参政権は日本国民のみに与えられた権利であり、地方行政といえども安全保障や教育などの国政または「国益」にかかわる争点があるので、外国人に選挙権を与えてはならないということである。外国人参政権が憲法違反であるとか、EU諸国の外国人参政権が日本の参考にならないなどの主張も、詰まるところ、上記の一文に行き着く。以下、このような反対論の核心部分について、簡潔に考察する。

まず、憲法違反論について、近藤敦は憲法解釈に触れて、反対派が「国民」の権利を強調する議論を批判し、「国民主権を民主主義的に理解すれば、外国人参政権と矛盾しない。それをナショナリズムの側面を強く考えると矛盾する」と述べて

いる（靖国・天皇制問題情報センター 2010: 29）。つまり、近藤によると、日本国憲法は日本国民の権利のみならず、日本に住む外国人の権利も保障すると解釈することができるということである。

また、地方行政が安全保障の問題に関連するとしても、現在の日本の政治制度において、地方行政が国政に関与する範囲には限界がある。例えば、高市早苗は日本国内の永住中国人 14 万 5 千人が「中国政府の意向を受けて組織的に沖縄県内に住民票移動を行なったならば、米軍再編に汗をかくてこられた沖縄県知事を落選させることも、十分可能である」という（高市 2010: 91）。だが、先の普天間基地移設問題でも、今年 1 月に行なわれた名護市長選挙で名護市辺野古への基地移設反対を掲げた稲嶺進が当選したにもかかわらず、現政権はその住民の意思を尊重せず、辺野古への移設を決定した。地方自治体は国政批判の意思表示をすることができるが、国政を力づくで覆すことはできない。

さらに、教育問題についても、帰化した者はもちろん、今や外国籍保持者であっても日本の学校に多く通っているのが実情である。そして、仮に現在よりも帰化条件を緩和したとしても、復古的かつ時代錯誤的な歴史認識を子どもたちに植え付けようとする動きがある限り、歴史認識や歴史教科書をめぐる問題がなくなるまいだろう。むしろ、さまざまな思想、国籍、民族的出自をもつ住民たちに平等な政治的権利を保障しながら、住民ひとりひとりの問題として教育問題を考える機会がある方が、より意味ある政治制度であるといえるのではないだろうか。

#### 4. 今後の課題

本稿の冒頭で述べたとおり、現在の日本は、天皇を中心とする「日本人」が「外国人」をひたすら管理するという「植民地なき植民地支配」を継続している。外国人参政権問題は権利の行使有無を問わず、日本人以外の住民に、住民としての権利を認めるかどうかという問題である。多くの「慎重論」が主張するように、賛反両論を熟議する必要があるだろうが、日本が東アジアへ、そして世

界に開いていくうえで、この問題をめぐる議論は重要な試金石になっているといえる。

この点に立ち返って考えると、反対論は「日本国民の権利」や「国益」を強調する一方で、推進論が提起する「住民」としての権利保障という問題を全く無視している。三品純は、「地方参政権問題の取材をする中で永住外国人のリアルな声を聞くと情動的に揺れ動くことも確かだ」と述べつつも、「だが参政権の運動家たちに突きつけられる「共生」や「国際化」の実態を見るとどうしても時期尚早と思わざるを得ない」という。その「実態」とは民団による日本の政治家たちへの協力運動のことを指すようである（三品 2010: 94）。また、山田宏は有権者ではない形式による外国人の地方政治参画の方案を示している。さらに、高市早苗は在日外国人の権利が守られていると主張する。だが、永住権を取得した外国人を「住民」と見なさないという点で、山田や高市の議論も推進論に正面から向き合っているとはいえない。

一方、推進論についても、永住外国人に住民としての権利を認めるのであれば、いかなる理由によっても、朝鮮籍保持者を除外してはならない。さらに言えば、住民としての権利は地方選挙権にとどまるものではない。自らの代表を地方自治体の議会に送るための被選挙権も認められるべきだし、地方公務員管理職への任用など、より幅広い社会参与のあり方が検討されるべきであろう。

しかしながら、日本政治の現状はまだまだそのような方向に進むには足取りが重すぎるようだ。本年 7 月に行なわれた参議院議員選挙において、与党民主党が大敗した。逆に外国人参政権法案に反対する自民党やみんなの党が躍進したことで、この法案の国会提出はさらに難しくなった。7 月 13 日付の『毎日新聞』が発表した当選者アンケートでも当選者全体の 56% が外国人参政権に反対しており、賛成は当選者全体の 30% にとどまった。また、8 月 10 日に発表された菅直人首相の談話でも村山談話を踏襲して、「植民地支配がもたらした多大の損害と苦痛」に対する「痛切な反省と心からのお詫びの気持ち」を表明したものの、在日朝鮮人についての言及は一切なかった。このような政治状況をみると、外国人参政権の実現の

可能性は昨年末に比べて、一層遠ざかったと言わざるをえない。

反対論者は外国人参政権が「国民生活を壊す」とか、「亡国への道」などというスローガンを掲げている。彼らが守るべき「国」とは、要するに日本が大日本帝国という近代国家を形成する過程で、ヤマト民族が他民族を支配するために定めた秩序に他ならない。それはけっして日本古来の伝統云々ではない。それが19世紀後半から20世紀前半にかけて作られた秩序である以上、新しい時代に向けてそれらを改編することも可能である。田中宏が指摘するように、外国人の存在なしにこれからの日本社会が成り立たなくなるのであればなおのこと、現在の植民地主義にしがみつきの必要はあるまい。韓国併合から100年経った今日、国籍、民族、性別、その他の出自などを問わず、あらゆる人々がともに平等な構成員として自分たちの社会をつくるために、日本人は今こそ植民地主義を克服することを決意すべきである。

#### 〈参考文献〉

新しい川崎をつくる市民の会、靖国・天皇制問題情報センター共編 2010.『外国人参政権』靖国・天皇制問題情報センター。

永住外国人法的地位向上推進議員連盟 2008.「永住外国人への地方参政権付与に関する提言」(<http://www.katsuya.net/image/teigen080520.pdf>)、2010年8月10日アクセス。

小沢一郎「永住外国人の地方参政権について」(<http://www.ozawa-ichiro.jp/policy/05.htm>)、2010年8月10日アクセス。

在日本大韓国民団 2009.『日本人とともに生きる私たち永住外国人は「住民」の基本的権利として地方自治体参政権を求めています』。

首相官邸「内閣総理大臣談話」(<http://www.kantei.go.jp/jp/kan/statement/201008/10danwa.html>)、2010年8月10日アクセス。

全国都道府県議会議長会 2010.「永住外国人への地方参政権付与の法制化論議に対する特別決議」([http://www.gichokai.gr.jp/pubiyobo/Document.do?FormMode=window&FormEvent=window-open&doc\\_id=3774](http://www.gichokai.gr.jp/pubiyobo/Document.do?FormMode=window&FormEvent=window-open&doc_id=3774)) (1月)、2010年8月10日アクセス。

全国都道府県議会議長会 2010.「定例総会終了後の記者会見概要」(<http://www.gichokai.gr.jp>) (1月)、2010年8月10日アクセス。

徐龍達 2010.「外国人地方参政権—アジア市民社会へ

の道』『世界』第803号(4月)、45-52ページ。

高市早苗 2010.「外国人参政権付与は亡国への道」『正論』第457号(4月)、88-102ページ。

田中宏 2010.「疎外の社会か、共生の社会か 外国人参政権はなぜ必要か」『世界』第803号(4月)、36-44ページ。

鄭大均 2010a.「外国人参政権に反対のこれだけの理由」『中央公論』第1509号(1月)、212-215ページ。

鄭大均 2010b.「民団の参政権運動は在日のためにならない」『正論』第456号(3月)、128-132ページ。

鄭大均 2010c.「外国人参政権運動の源流をたどる 韓国民団に問われていること」『中央公論』第1512号(4月)、220-226ページ。

長尾一紘 2010.「外国人参政権は「明らかに違憲」」『正論』第458号(5月)、54-62ページ。

新潟県議会 2009.「永住外国人に地方参政権を付与することに関する意見書」(<http://www.pref.niigata.lg.jp/gikai/>)、2010年8月10日アクセス。

三品純 2010.「成立寸前！外国人参政権に潜む日本支配のシナリオ」『正論』第455号(2月)、92-101ページ。

山田宏 2010.「外国人参政権が国民生活を壊す」『Voice』第387号(3月)、60-67ページ。

「永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権及び被選挙権等の付与に関する法律案(第149回参第4号)」([http://www.shugiin.go.jp/itdb\\_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g14902004.htm](http://www.shugiin.go.jp/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g14902004.htm))、2010年8月10日アクセス。

「永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権及び被選挙権等の付与に関する法律案(第150回参第3号)」([http://www.shugiin.go.jp/itdb\\_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g15002003.htm](http://www.shugiin.go.jp/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g15002003.htm))、2010年8月10日アクセス。

「永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権及び被選挙権等の付与に関する法律案(第151回参第3号)」([http://www.shugiin.go.jp/itdb\\_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g15102003.htm](http://www.shugiin.go.jp/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g15102003.htm))、2010年8月10日アクセス。

「永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権及び被選挙権等の付与に関する法律案(第154回参第6号)」([http://www.shugiin.go.jp/itdb\\_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g15402006.htm](http://www.shugiin.go.jp/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g15402006.htm))、2010年8月10日アクセス。

「永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権及び被選挙権等の付与に関する法律案(第155回参第7号)」([http://www.shugiin.go.jp/itdb\\_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g15502007.htm](http://www.shugiin.go.jp/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g15502007.htm))、2010年8月10日アクセス。

「永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権及び被選挙権等の付与に関する法律案(第

- 156 回 参 第 3 号)」 ([http://www.shugiin.go.jp/itdb\\_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g15602003.htm](http://www.shugiin.go.jp/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g15602003.htm))、2010 年 8 月 10 日アクセス。
- 「永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権及び被選挙権等の付与に関する法律案（第 157 回 参 第 4 号）」 ([http://www.shugiin.go.jp/itdb\\_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g15702004.htm](http://www.shugiin.go.jp/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g15702004.htm))、2010 年 8 月 10 日アクセス。
- 「永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権及び被選挙権等の付与に関する法律案（第 159 回 参 第 4 号）」 ([http://www.shugiin.go.jp/itdb\\_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g15902004.htm](http://www.shugiin.go.jp/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g15902004.htm))、2010 年 8 月 10 日アクセス。
- 『朝日新聞』2009 年 11 月 6 日、「外国人地方参政権・夫婦別姓 首相 議論見守る考え」。
- 『朝日新聞』2009 年 11 月 23 日、「まちづくりを共に担う」。
- 『朝日新聞』2009 年 12 月 12 日、「小沢氏 植民地支配を反省 外国人参政権に意欲」。
- 『朝日新聞』2010 年 1 月 10 日、「韓国併合 100 年 アジアのための日韓築け」。
- 『朝日新聞』2010 年 2 月 10 日、「外国人参政権 高い壁 自治体から反対論噴出 「議論を」首相は受け身」。
- 『朝日新聞』2010 年 7 月 5 日、「外国人選挙権—多様な社会への道を語れ」。
- 『金曜日』2010 年 2 月 26 日、「高須基仁のアウトサイダー インタビュー」。
- 『金曜日』2010 年 3 月 12 日、「各党に聞く「永住外国人地方参政権」に関するアンケート」。
- 『産経新聞』2009 年 11 月 10 日、「「違憲」の疑い議論を尽くせ」。
- 『産経新聞』2010 年 1 月 11 日、「自民は反対姿勢を明確に」。
- 『産経新聞』2010 年 1 月 13 日、「外交配慮より主権の問題」。
- 『日本経済新聞』2010 年 1 月 16 日、「外国人参政権は幅広い議論で合意点を」。
- 『毎日新聞』2010 年 7 月 13 日、「10 年参院選 当選者アンケートを読む」。
- 『読売新聞』2010 年 2 月 1 日、「党略で国の基本を歪めるな」。
- (1) これらの法案は衆議院のホームページ <http://www.shugiin.go.jp> で確認することができる。
  - (2) 「外国人地方参政権・夫婦別姓 首相 議論見守る考え」『朝日新聞』2009 年 11 月 6 日。
  - (3) 「小沢氏 植民地支配を反省 外国人参政権に意欲」『朝日新聞』2009 年 12 月 12 日。
  - (4) 全国都道府県議会議長会ホームページ <http://www.gichokai.gr.jp> を参照されたい。